

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蓮田白岡久喜線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
蓮田市大字黒浜字桜ヶ丘三四五六番 三地先から同市大字黒浜字桜ヶ丘三 四五六番三地先まで		区 間
一〇・七〇〃 一四・六〇	七・一八〃 一四・六〇	敷地の幅員 (メートル)
二二六・六〇		延長 (メートル)
		備 考